

5 G サービス 契約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 5Gサービスの種類等</p> <p>(5Gサービスの種類)</p> <p>第4条 5Gサービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>5G home でんわ</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモUIMカードを装着したものに限りです。）との間に電気通信回線を設定して提供する5Gサービスであって、加入電話番号に係る通信においては、当社が別に定める協定事業者（NTTドコモビジネス株式会社に限りです。）の電気通信設備の相互接続点との通信に限り提供するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条 (略)</p> <p>第3章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第71条 (略)</p> <p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)</p> <p>第72条 5G契約（コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。）の申込み又は5G契約に係る区分の変更（コースBへの変更に限りです。）の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、5G home でんわ契約者は、当社が別に定める国際通信を利用することができます。</p> <p>ただし、国際通信は、NTTドコモビジネス株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、5G home でんわ契約者から、その契約者回線からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその5G home でんわ契約者の加入番号をNTTドコモビジネス株式会社に通知し、NTTドコモビジネス株式会社の電気通信設備により、その国際通信を接続しない取り扱いを行います。</p> <p>4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第73条～第84条 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	5G home でんわ	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモUIMカードを装着したものに限りです。）との間に電気通信回線を設定して提供する5Gサービスであって、加入電話番号に係る通信においては、当社が別に定める協定事業者（NTTドコモビジネス株式会社に限りです。）の電気通信設備の相互接続点との通信に限り提供するもの	(略)	(略)	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 5Gサービスの種類等</p> <p>(5Gサービスの種類)</p> <p>第4条 5Gサービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>5G home でんわ</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモUIMカードを装着したものに限りです。）との間に電気通信回線を設定して提供する5Gサービスであって、加入電話番号に係る通信においては、当社が別に定める協定事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限りです。）の電気通信設備の相互接続点との間の通信に限り提供するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条 (略)</p> <p>第3章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第71条 (略)</p> <p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)</p> <p>第72条 5G契約（コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。）の申込み又は5G契約に係る区分の変更（コースBへの変更に限りです。）の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、5G home でんわ契約者は、当社が別に定める国際通信を利用することができます。</p> <p>ただし、国際通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、5G home でんわ契約者から、その契約者回線からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその5G home でんわ契約者の加入番号をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信を接続しない取り扱いを行います。</p> <p>4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第73条～第84条 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	5G home でんわ	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモUIMカードを装着したものに限りです。）との間に電気通信回線を設定して提供する5Gサービスであって、加入電話番号に係る通信においては、当社が別に定める協定事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限りです。）の電気通信設備の相互接続点との間の通信に限り提供するもの	(略)	(略)
種 類	内 容																
(略)	(略)																
5G home でんわ	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモUIMカードを装着したものに限りです。）との間に電気通信回線を設定して提供する5Gサービスであって、加入電話番号に係る通信においては、当社が別に定める協定事業者（NTTドコモビジネス株式会社に限りです。）の電気通信設備の相互接続点との通信に限り提供するもの																
(略)	(略)																
種 類	内 容																
(略)	(略)																
5G home でんわ	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモUIMカードを装着したものに限りです。）との間に電気通信回線を設定して提供する5Gサービスであって、加入電話番号に係る通信においては、当社が別に定める協定事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限りです。）の電気通信設備の相互接続点との間の通信に限り提供するもの																
(略)	(略)																

第 13 章 その他のサービス

第 85 条～第 90 条 (略)

(相互接続番号案内)

第 91 条 5 G 契約者等は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) 本条に規定する番号案内事業者は、N T T 東日本株式会社又は N T T 西日本株式会社とします。

第 92 条 (略)

(時報サービス)

第 93 条 5 G 契約者等は、次の規定により時報サービスを利用することができます。

表 (略)

2～4 (略)

(注) 本条に規定する別に定める協定事業者は、N T T 東日本株式会社又は N T T 西日本株式会社とします。

第 94 条 (略)

料金表

通則

1～31 (略)

32 当社が 5 G 契約等に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その 5 G 契約等の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、契約解除料を適用します。

ただし、その 5 G 契約等の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるときは、5 G 契約等に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その 5 G 契約等の解除があった場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、その 5 G 等が利用されていないと当社が判断したときに、契約解除料を適用します。

33 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約解除料の支払いを要しません。

(1)～(2) (略)

34～50 (略)

(注) (略)

別記

1～2 (略)

3 ユニバーサルサービス料

(1) (2)以外のもの

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かつこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	3円 (3.3円)

第 13 章 その他のサービス

第 85 条～第 90 条 (略)

(相互接続番号案内)

第 91 条 5 G 契約者等は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) 本条に規定する番号案内事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

第 92 条 (略)

(時報サービス)

第 93 条 5 G 契約者等は、次の規定により時報サービスを利用することができます。

表 (略)

2～4 (略)

(注) 本条に規定する別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

第 94 条 (略)

料金表

通則

1～31 (略)

32 当社が 5 G 契約等に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その 5 G 契約等の解除があった場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、次のいずれかに該当するときは、契約解除料を適用します。

(1) その 5 G 等が利用されていないと当社が判断したとき。

(2) その 5 G 契約等の契約解除日から起算して過去 365 日までの間に、5 G 契約者等と当社との間で締結していた他の電気通信サービスに係る契約において、その電気通信サービスに係る契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その電気通信サービスに係る契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。

33 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約解除料の支払いを要しません。

(1)～(2) (略)

(3) その他当社が定める事由に該当すると当社が判断したとき。

34～50 (略)

(注) (略)

別記

1～2 (略)

3 ユニバーサルサービス料

(1) (2)以外のもの

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かつこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	2円 (2.2円)

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(2) 5 Ghome でんわに係るもの

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	1 契約者識別番号ごとに	3円 (3.3円)
	1 加入電話番号ごとに	3円 (3.3円)

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

4～7 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 Ghomeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
関東甲信越地区	(略)	(略)
	新潟県	新潟市、阿賀野市、糸魚川市、小千谷市、柏崎市、加茂市、五泉市、佐渡市、三条市、新発田市、上越市、胎内市、燕市、十日町市、長岡市、南魚沼市、村上市、妙高市
(略)	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和7年7月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

附 則 (令和7年6月19日経企 000600000817-01号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった5 Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(契約解除料の適用に係る経過措置)

3 令和7年3月1日から令和7年6月30日の間に当社と締結した5 G契約等 (当社と締結していた電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結した5 G契約等を除きます。)に係る契約解除料の適用については、料金表通則にかかわらず、次のとおりとします。

(1) 当社が5 G契約等に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して365日を経過するまでの間に、その5 G契約等の解除があった場合 (当社が別に定める場合を除きます。)であって、次のいずれかに該当するときは、契約解除料を適用します。

① その5 G等が利用されていないと当社が判断したとき。

② その5 G契約等の契約解除日から起算して過去365日までの間に、5 G契約者等と当社との間で締結していた他の電気

(2) 5 Ghome でんわに係るもの

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	1 契約者識別番号ごとに	2円 (2.2円)
	1 加入電話番号ごとに	2円 (2.2円)

4～7 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 Ghomeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
関東甲信越地区	(略)	(略)
	新潟県	新潟市、阿賀野市、糸魚川市、小千谷市、柏崎市、加茂市、五泉市、三条市、新発田市、上越市、胎内市、燕市、十日町市、長岡市、南魚沼市、村上市、妙高市
(略)	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和6年8月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

<p>通信サービスに係る契約において、その電気通信サービスに係る契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して365日を経過するまでの間に、その電気通信サービスに係る契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約解除料の支払いを要しません。</p> <ul style="list-style-type: none">① 事業法施行規則に定める「初期契約解除」又は「確認措置」に基づきその5G 契約等が解除されるとき。② その5G等が、身体障がい者等割引の適用を受けているとき。③ その他当社が定める事由に該当すると当社が判断したとき。	
---	--

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第13章（略）</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第81条～第86条（略）</p> <p>（相互接続番号案内）</p> <p>第87条 X i 契約者は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。</p> <p>（注）本条に規定する番号案内事業者は、<u>N T T 東日本株式会社又は N T T 西日本株式会社</u>とします。</p> <p>第88条（略）</p> <p>（時報サービス）</p> <p>第89条 X i 契約者（X i コピキタス契約者を除きます。）は、次の規定により時報サービスを利用することができます。</p> <p>表（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（注）本条に規定する別に定める協定事業者は、<u>N T T 東日本株式会社又は N T T 西日本株式会社</u>とします。</p> <p>第90条～第93条（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～31（略）</p> <p>32 当社がX i 契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して365日が経過するまでの間に、そのX i 契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、契約解除料を適用します。</p> <p>ただし、そのX i 契約の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるときは、X i 契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して365日が経過するまでの間に、そのX i 契約の解除があった場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、そのX i が利用されていないと当社が判断したときに、<u>契約解除料を適用します。</u></p> <p>33 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>34～50（略）</p> <p>(注)（略）</p> <p>別記</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 ユニバーサルサービス料</p>	<p>第1章～第13章（略）</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第81条～第86条（略）</p> <p>（相互接続番号案内）</p> <p>第87条 X i 契約者は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。</p> <p>（注）本条に規定する番号案内事業者は、<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社</u>とします。</p> <p>第88条（略）</p> <p>（時報サービス）</p> <p>第89条 X i 契約者（X i コピキタス契約者を除きます。）は、次の規定により時報サービスを利用することができます。</p> <p>表（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（注）本条に規定する別に定める協定事業者は、<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社</u>とします。</p> <p>第90条～第93条（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～31（略）</p> <p>32 当社がX i 契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して365日が経過するまでの間に、そのX i 契約の解除があった場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、次のいずれかに該当するときは、契約解除料を適用します。</p> <p>(1) そのX i が利用されていないと当社が判断したとき。</p> <p>(2) そのX i の契約解除日から起算して過去365日までの間に、X i 契約者と当社との間で締結していた他の電気通信サービスに係る契約において、その電気通信サービスに係る契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して365日が経過するまでの間に、その電気通信サービスに係る契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。</p> <p>33 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>(1) 事業法施行規則に定める「初期契約解除」又は「確認措置」に基づきそのX i 契約が解除されるとき。</p> <p>(2) そのX i が、身体障がい者等割引の適用を受けているとき。</p> <p>(3) その他当社が定める事由に該当すると当社が判断したとき。</p> <p>34～50（略）</p> <p>(注)（略）</p> <p>別記</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 ユニバーサルサービス料</p>

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	3 円 (3.3 円)

(注) (略)

4～7 (略)

別表 1～別表 7 (略)

附 則（令和 7 年 6 月 19 日経企 000600000817-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（契約解除料の適用に係る経過措置）

3 令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日の間に当社と締結した X i 契約（当社と締結していた電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結した X i 契約を除きます。）に係る契約解除料の適用については、料金表通則にかかわらず、次のとおりとします。

(1) 当社が X i 契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その X i 契約の解除があった場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、次のいずれかに該当するときは、契約解除料を適用します。

① その X i が利用されていないと当社が判断したとき。

② その X i の契約解除日から起算して過去 365 日までの間に、X i 契約者と当社との間で締結していた他の電気通信サービスに係る契約において、その電気通信サービスに係る契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その電気通信サービスに係る契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。

(2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約解除料の支払いを要しません。

① 事業法施行規則に定める「初期契約解除」又は「確認措置」に基づきその X i 契約が解除されるとき。

② その X i が、身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

③ その他当社が定める事由に該当すると当社が判断したとき。

（その他）

4 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 4 項第 9 号のアを次のように改めます。

ア 削除

5 経企第 702 号（平成 26 年 8 月 8 日）の附則第 4 項第 4 号のアを次のように改めます。

ア 削除

6 経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）の附則第 20 項第 6 号のアを次のように改めます。

ア 削除

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	2 円 (2.2 円)

(注) (略)

4～7 (略)

別表 1～別表 7 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]													
<p>附 則（令和 7 年 6 月 19 日経企 000600000817-01 号） （実施期日） 1 この附則は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 3 経企第 3254 号（令和 2 年 3 月 26 日）の附則第 3 項第 26 号のオの(ア)を次のように改めます。 (ア) ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">単 位</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">料金額（月額）</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">次の税抜額（かっこ内は税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">ユニバーサルサービス料</td> <td style="width: 10%;">基本額</td> <td style="width: 15%;">1 契約ごとに</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">3 円 (3.3 円)</td> </tr> <tr> <td>加算額</td> <td>1 追加番号ごとに</td> <td style="text-align: right;">3 円 (3.3 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料金額（月額）		次の税抜額（かっこ内は税込額）		ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	3 円 (3.3 円)	加算額	1 追加番号ごとに	3 円 (3.3 円)	
区 分			単 位	料金額（月額）										
	次の税抜額（かっこ内は税込額）													
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	3 円 (3.3 円)											
	加算額	1 追加番号ごとに	3 円 (3.3 円)											

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則

1～12 (略)

(注) (略)

第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	3円 (3.3円)
	加算額	1 着信課金番号ごとに	3円 (3.3円)
		1 センタ側課金番号ごとに	3円 (3.3円)
		1 I P 電話番号ごとに	3円 (3.3円)
		1 G W 接続用 I P 電話番号ごとに	3円 (3.3円)

(注) (略)

第6 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表4 (略)

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則

1～12 (略)

(注) (略)

第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	2円 (2.2円)
	加算額	1 着信課金番号ごとに	2円 (2.2円)
		1 センタ側課金番号ごとに	2円 (2.2円)
		1 I P 電話番号ごとに	2円 (2.2円)
		1 G W 接続用 I P 電話番号ごとに	2円 (2.2円)

(注) (略)

第6 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表4 (略)

附 則（令和 7 年 6 月 19 日経企 000600000817-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]							
<p>附 則（令和 7 年 6 月 19 日経企 000600000817-01 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。 （料金等の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の減額適用に関する経過措置）</p> <p>3 当社は、改正前の規定により適用している電子媒体による請求額情報の通知の取り扱いを受けている場合のワイドスター通信サービスの料金等の減額について、この附則実施の日においてその適用を廃止します。 （その他）</p> <p>4 経企第 6306 号（令和 7 年 3 月 25 日）の附則第 3 項第 26 号の力を次のように改めます。 カ ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 70%;">料金額（月額）</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額（かっこ内は税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1 契約ごとに</td> <td style="text-align: center;">3 円（3.3 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。</p>	区 分	単 位	料金額（月額）	次の税抜額（かっこ内は税込額）	ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	3 円（3.3 円）	
区 分			単 位	料金額（月額）				
	次の税抜額（かっこ内は税込額）							
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	3 円（3.3 円）						

ワ イ ド ス タ ー Ⅲ 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>第1節 相互接続番号案内</p> <p>(相互接続番号案内)</p> <p>第71条 契約者は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。</p> <p>(注) 本条に規定する番号案内事業者は、<u>N T T 東日本株式会社又は N T T 西日本株式会社</u>とします。</p> <p>第72条 (略)</p> <p>第2節 時報サービス</p> <p>(時報サービス)</p> <p>第73条 契約者は、次の規定により時報サービスを利用することができます。</p> <p>表 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) 本条に規定する別に定める協定事業者は、<u>N T T 東日本株式会社又は N T T 西日本株式会社</u>とします。</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17～26 (略)</p> <p>27 契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、この料金表通則の規定によるほか、第24項の規定により契約者が選択した基本使用料の料金種別に対応する料金額を適用します。</p> <p>28～43 (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 当社は、第42項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のワイドスターⅢ通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p> <p>別記</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ユニバーサルサービス料</p>	<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>第1節 相互接続番号案内</p> <p>(相互接続番号案内)</p> <p>第71条 契約者は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。</p> <p>(注) 本条に規定する番号案内事業者は、<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社</u>とします。</p> <p>第72条 (略)</p> <p>第2節 時報サービス</p> <p>(時報サービス)</p> <p>第73条 契約者は、次の規定により時報サービスを利用することができます。</p> <p>表 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) 本条に規定する別に定める協定事業者は、<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社</u>とします。</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 当社は、第12項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスターⅢ通信サービスに係る料金等が、口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのワイドスターⅢ通信サービスに係る料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。</p> <p><u>ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。</u></p> <p>18～27 (略)</p> <p>28 契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、この料金表通則の規定によるほか、第25項の規定により契約者が選択した基本使用料の料金種別に対応する料金額を適用します。</p> <p>29～44 (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 当社は、第43項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のワイドスターⅢ通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p> <p>別記</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ユニバーサルサービス料</p>

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	3 円 (3.3 円)

(注) (略)

4～7 (略)

別表 1～別表 6 (略)

附 則（令和 7 年 6 月 19 日経企 000600000817-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならないワイドスターⅢ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	2 円 (2.2 円)

(注) (略)

4～7 (略)

別表 1～別表 6 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																												
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4 特定F T T H事業者</td> <td>N T T東日本株式会社又はN T T西日本株式会社</td> </tr> <tr> <td>5～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～21 (略)</p> <p>(I P通信網契約に係る利用料金の減額)</p> <p>22 特定F T T H事業者 (N T T東日本株式会社に限ります。以下この項において同じとします。) の契約約款に規定するメニュー5に係る利用料金の割引等の適用を受けている I P通信網契約について、サービス転用により、新たに当社と I P通信網契約を締結した場合であって、当社が認めたときは、その I P通信網契約に係る料金等を減額します。この場合において、減額適用の終了日及び各暦月におけるその額は、契約者が特定F T T H事業者との間で締結していたサービス転用前の I P通信網契約におけるメニュー5に係る利用料金の割引等の適用条件と同一とします。</p> <p>ただし、その額がその I P通信網契約に係る料金等に満たない場合は、 I P通信網契約に係る料金等と同額を減額します。</p> <p>23～25 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事費</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1)～(9) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(10) 工事費の適用除外</td> <td>契約者は、当社が次のいずれかに該当する申込みを承諾したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表(工事費)2(料金額)に規定する基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費(回線終端装置の部分に係るものに限り、移転等に係るものを除きます。)及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものを除きます。)の支払いを要しません。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	内 容	1～3 (略)	(略)	4 特定F T T H事業者	N T T東日本株式会社又はN T T西日本株式会社	5～31 (略)	(略)	工 事 費 の 適 用		(1)～(9) (略)	(略)	(10) 工事費の適用除外	契約者は、当社が次のいずれかに該当する申込みを承諾したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表(工事費)2(料金額)に規定する基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費(回線終端装置の部分に係るものに限り、移転等に係るものを除きます。)及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものを除きます。)の支払いを要しません。	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4 特定F T T H事業者</td> <td>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社</td> </tr> <tr> <td>5～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～21 (略)</p> <p>(I P通信網契約に係る利用料金の減額)</p> <p>22 特定F T T H事業者 (東日本電信電話株式会社に限ります。以下この項において同じとします。) の契約約款に規定するメニュー5に係る利用料金の割引等の適用を受けている I P通信網契約について、サービス転用により、新たに当社と I P通信網契約を締結した場合であって、当社が認めたときは、その I P通信網契約に係る料金等を減額します。この場合において、減額適用の終了日及び各暦月におけるその額は、契約者が特定F T T H事業者との間で締結していたサービス転用前の I P通信網契約におけるメニュー5に係る利用料金の割引等の適用条件と同一とします。</p> <p>ただし、その額がその I P通信網契約に係る料金等に満たない場合は、 I P通信網契約に係る料金等と同額を減額します。</p> <p>23～25 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事費</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1)～(9) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(10) 工事費の適用除外</td> <td>契約者は、当社が次のいずれかに該当する申込みを承諾したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表(工事費)2(料金額)に規定する基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費(回線終端装置の部分に係るものに限り、移転等に係るものを除きます。)及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものを除きます。)の支払いを要しません。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	内 容	1～3 (略)	(略)	4 特定F T T H事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社	5～31 (略)	(略)	工 事 費 の 適 用		(1)～(9) (略)	(略)	(10) 工事費の適用除外	契約者は、当社が次のいずれかに該当する申込みを承諾したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表(工事費)2(料金額)に規定する基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費(回線終端装置の部分に係るものに限り、移転等に係るものを除きます。)及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものを除きます。)の支払いを要しません。
用 語	内 容																												
1～3 (略)	(略)																												
4 特定F T T H事業者	N T T東日本株式会社又はN T T西日本株式会社																												
5～31 (略)	(略)																												
工 事 費 の 適 用																													
(1)～(9) (略)	(略)																												
(10) 工事費の適用除外	契約者は、当社が次のいずれかに該当する申込みを承諾したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表(工事費)2(料金額)に規定する基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費(回線終端装置の部分に係るものに限り、移転等に係るものを除きます。)及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものを除きます。)の支払いを要しません。																												
用 語	内 容																												
1～3 (略)	(略)																												
4 特定F T T H事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社																												
5～31 (略)	(略)																												
工 事 費 の 適 用																													
(1)～(9) (略)	(略)																												
(10) 工事費の適用除外	契約者は、当社が次のいずれかに該当する申込みを承諾したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表(工事費)2(料金額)に規定する基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費(回線終端装置の部分に係るものに限り、移転等に係るものを除きます。)及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものを除きます。)の支払いを要しません。																												

	<p>ア 特定 F T T H 事業者（N T T 西日本株式会社に限ります。以下この欄において同じとします。）が定める契約約款に規定する契約（ルータ機能付回線接続装置の I 型又は無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の I 型（特定 F T T H 事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）について、サービス転用により、当社と I P 通信網契約（第 2 種契約に限ります。）を締結した場合であって、その締結と同時にその第 2 種契約を利用回線（音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に指定して音声利用 I P 通信網契約（音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を締結するとき。</p> <p>イ～エ（略）</p>			<p>ア 特定 F T T H 事業者（西日本電信電話株式会社に限ります。以下この欄において同じとします。）が定める契約約款に規定する契約（ルータ機能付回線接続装置の I 型又は無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の I 型（特定 F T T H 事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）について、サービス転用により、当社と I P 通信網契約（第 2 種契約に限ります。）を締結した場合であって、その締結と同時にその第 2 種契約を利用回線（音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に指定して音声利用 I P 通信網契約（音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を締結するとき。</p> <p>イ～エ（略）</p>	
2（略）			2（略）		
第 3 表（略）			第 3 表（略）		
別表 1～別表 3（略）			別表 1～別表 3（略）		
<p>附 則（令和 7 年 6 月 19 日経企 000600000817-01 号） （実施期日）</p>					
<p>1 この改正規定は令和 7 年 7 月 1 日から実施します。 （料金等の支払いに関する経過措置）</p>					
<p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前 のとおりとします。</p>					
<p>（その他）</p>					
<p>3 経企第 769 号（令和 4 年 6 月 24 日）の附則第 3 項第 7 号中「(1)から(6)」を「(1)から(7)」に改め、同号を第 8 号とし、 第 6 号の次に次の一号を加えます。</p>					
<p>(7) ドコモ光戸建タイプ A/東等に係る定期契約について、令和 7 年 7 月 1 日以降に当社がその定期契約を更新したときは、次 の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別に係る定期契約は、その定期契約を更新した日において、同表の右欄に規定す る基本使用料の料金種別に係る定期契約へ移行したものとみなします。</p>					
<p>I P 通信網契約 定期契約</p> <p>ドコモ光戸建タイプ A/東 ドコモ光マンションタイプ A/東 ドコモ光戸建タイプ B/東 ドコモ光マンションタイプ B/東 ドコモ光戸建単独タイプ/東 ドコモ光マンション単独タイプ/東 ドコモ光戸建タイプ A/西 ドコモ光マンションタイプ A/西 ドコモ光戸建タイプ B/西 ドコモ光マンションタイプ B/西 ドコモ光戸建単独タイプ/西 ドコモ光マンション単独タイプ/西</p>	<p>I P 通信網契約 定期契約</p> <p>ドコモ光戸建タイプ A 2/東 ドコモ光マンションタイプ A 2/東 ドコモ光戸建タイプ B 2/東 ドコモ光マンションタイプ B 2/東 ドコモ光戸建単独タイプ 2/東 ドコモ光マンション単独タイプ 2/東 ドコモ光戸建タイプ A 2/西 ドコモ光マンションタイプ A 2/西 ドコモ光戸建タイプ B 2/西 ドコモ光マンションタイプ B 2/西 ドコモ光戸建単独タイプ 2/西 ドコモ光マンション単独タイプ 2/西</p>				

ドコモ光戸建タイプC ドコモ光マンションタイプC	ドコモ光戸建タイプC 2 ドコモ光マンションタイプC 2	
<p>4 経企第 4868 号（令和 7 年 1 月 21 日）の附則第 7 項第 4 号中「東日本電信電話株式会社」を「N T T 東日本株式会社」に改めます。</p> <p>附 則（令和 7 年 6 月 24 日経企 000600000863-01 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は令和 7 年 7 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企 000600000306-01 号（令和 7 年 5 月 1 日）の附則第 3 項中、「令和 7 年 6 月 30 日」を「令和 7 年 9 月 30 日」に、「令和 7 年 9 月 30 日」を「令和 7 年 11 月 30 日」に、「令和 7 年 11 月 30 日」を「令和 8 年 2 月 28 日」に改めます。</p>		

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
1～5 (略)	(略)
6 特定F T T H事業者	N T T東日本株式会社又はN T T西日本株式会社
7～12 (略)	(略)
13 第1種契約	当社から特定F T T H事業者（N T T東日本株式会社に限りま す。）のサービス卸を利用する音声利用I P通信網サービスの提供を受 けるための契約
14 第2種契約	当社から特定F T T H事業者（N T T西日本株式会社に限りま す。）のサービス卸を利用する音声利用I P通信網サービスの提供を受 けるための契約
15～25 (略)	(略)

第4条 (略)

第2章～第10章 (略)

第11章 料金等

第1節～第2節 (略)

第3節 相互接続通信に係る料金等の取扱い

(相互接続通信に係る料金等の取扱い)

第49条 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。

(1) (略)

(2) 国際通信に係る相互接続通信は、KDDI 株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、
契約者から、その契約者回線からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者識別
番号等を特定F T T H事業者へ通知し、特定F T T H事業者の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信
を接続しない取り扱いを行います。

2～3 (略)

(注) (略)

第4節～第6節 (略)

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
1～5 (略)	(略)
6 特定F T T H事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
7～12 (略)	(略)
13 第1種契約	当社から特定F T T H事業者（東日本電信電話株式会社に限りま す。）のサービス卸を利用する音声利用I P通信網サービスの提供を受 けるための契約
14 第2種契約	当社から特定F T T H事業者（西日本電信電話株式会社に限りま す。）のサービス卸を利用する音声利用I P通信網サービスの提供を受 けるための契約
15～25 (略)	(略)

第4条 (略)

第2章～第10章 (略)

第11章 料金等

第1節～第2節 (略)

第3節 相互接続通信に係る料金等の取扱い

(相互接続通信に係る料金等の取扱い)

第49条 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。

(1) (略)

(2) 国際通信に係る相互接続通信は、KDDI 株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、
契約者から、その契約者回線からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者識別
番号等を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に通知し、東日本電信電話株式会社又は西日本電信
電話株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。

2～3 (略)

(注) (略)

第4節～第6節 (略)

第12章～第15章（略）

料金表

通則

1～18（略）
（注1）～（注2）（略）

第1表 料金

第1～第5（略）

第6 ユニバーサルサービス料

1（略）

2 料金額

区 分		単 位	料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	3円 (3.3円)
	加算額	1 追加番号ごとに	3円 (3.3円)

（注）（略）

第7（略）

第2表～第5表（略）

別表1～別表6（略）

附 則（令和7年6月19日経企000600000817-01号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用IP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第12章～第15章（略）

料金表

通則

1～18（略）
（注1）～（注2）（略）

第1表 料金

第1～第5（略）

第6 ユニバーサルサービス料

1（略）

2 料金額

区 分		単 位	料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	2円 (2.2円)
	加算額	1 追加番号ごとに	2円 (2.2円)

（注）（略）

第7（略）

第2表～第5表（略）

別表1～別表6（略）